

道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令新旧対照条文

道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和三十五年
 総理府
 建設省 令第三号）

（傍線の部分は改正部分）

改正後

改正前

				<p>（設置者の区分） 第四条（略）</p> <p>2 道路標識のうち、次に掲げるものは、都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が設置するものとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 指示標識のうち、「並進可」、「軌道敷内通行可」、「高齢運転者等標章自動車駐車可」、「駐車可」、「高齢運転者等標章自動車停車可」、「優先道路」、「中央線」、「停止線」、「横断歩道」、「自転車横断帯」、「横断歩道・自転車横断帯」及び「安全地帯」を表示するもの</p> <p>3（略）</p> <p>別表第一（第二条関係） 案内標識（略） 警戒標識（略） 規制標識</p>	
時間制	（略）	種類	番号	表示する意味	設置場所
（略）	交通法第四十九条第一	（略）		（略）	時間を限つて同一の車
時間制	（略）	種類	番号	表示する意味	設置場所
（略）	交通法第四十九条第一	（略）		（略）	時間を限つて同一の車
				<p>（設置者の区分） 第四条（略）</p> <p>2 道路標識のうち、次に掲げるものは、都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が設置するものとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 指示標識のうち、「並進可」、「軌道敷内通行可」、「駐車可」、「停車可」、「優先道路」、「中央線」、「停止線」、「横断歩道」、「自転車横断帯」、「横断歩道・自転車横断帯」及び「安全地帯」を表示するもの</p> <p>3（略）</p> <p>別表第一（第二条関係） 案内標識（略） 警戒標識（略） 規制標識</p>	

限 駐 車 区 間	8 1 3	項の道路標識により、 時間を限つて同一の車 両が引き続き駐車する ことができる道路の区 間であることを指定し 、かつ、交通法第四十 九条の三第二項の道路 標識により、車両が引 き続き駐車することが できる時間を表示する こと。	両が引き続き駐車する ことができる道路の区 間であることを指定す る道路の区間の前面及 び道路の区間内の必要 な地点における路端
平 行 駐 車	(0 1 の 7 2 3)	交通法第四十八条の道 路標識により、車両が 道路の側端（分離帯の 側端を含む。以下斜め 駐車の項までにおいて 同じ。）に対し平行に 駐車すべきこと（交通 法第四十九条第一項に 規定する時間制限駐車 区間（以下「時間制限 駐車区間」という。） にあつては、交通法第 四十九条の三第三項の 道路標識により、車両	車両が道路の側端に対 し平行に駐車すべきこ と（時間制限駐車区間 にあつては、車両が駐 車することができる道 路の部分として指定し 、かつ、車両が道路の 側端に対し平行に駐車 すべきこと）を指定す る道路の区間の前面及 び道路の区間内の必要 な地点における路端

(略)

限 駐 車 区 間	8 1 3	項の道路標識により、 時間を限つて同一の車 両が引き続き駐車する ことができる道路の区 間であることを指定し 、かつ、交通法第四十 九条の二第二項の道路 標識により、車両が引 き続き駐車することが できる時間を表示する こと。	両が引き続き駐車する ことができる道路の区 間であることを指定す る道路の区間の前面及 び道路の区間内の必要 な地点における路端
平 行 駐 車	(0 1 の 7 2 3)	交通法第四十八条の道 路標識により、車両が 道路の側端（分離帯の 側端を含む。以下斜め 駐車の項までにおいて 同じ。）に対し平行に 駐車すべきこと（交通 法第四十九条第一項に 規定する時間制限駐車 区間（以下「時間制限 駐車区間」という。） にあつては、交通法第 四十九条の二第三項の 道路標識により、車両	車両が道路の側端に対 し平行に駐車すべきこ と（時間制限駐車区間 にあつては、車両が駐 車することができる道 路の部分として指定し 、かつ、車両が道路の 側端に対し平行に駐車 すべきこと）を指定す る道路の区間の前面及 び道路の区間内の必要 な地点における路端

(略)

車 斜め駐	車 直角駐	
2 7 の 1 2)	(3 2 7 の 1 1)	
<p>交通法第四十八条の道路標識により、車両が道路の側端に対し斜めに駐車すべきこと（時間制限駐車区間にあつては、交通法第四十九</p>	<p>交通法第四十八条の道路標識により、車両が道路の側端に対し直角に駐車すべきこと（時間制限駐車区間にあつては、交通法第四十九</p>	<p>が駐車することができない道路の部分を指定し、かつ、車両が道路の側端に対し平行に駐車すべきこと）を指定すること。</p>
<p>車両が道路の側端に対し斜めに駐車すべきこと（時間制限駐車区間にあつては、車両が駐車することができ道路の部分として指定し</p>	<p>車両が道路の側端に対し直角に駐車すべきこと）を指定する道路の区間の前面及び道路の区間内の必要な地点における路端</p>	

車 斜め駐	車 直角駐	
2 7 の 1 2)	(3 2 7 の 1 1)	
<p>交通法第四十八条の道路標識により、車両が道路の側端に対し斜めに駐車すべきこと（時間制限駐車区間にあつては、交通法第四十九</p>	<p>交通法第四十八条の道路標識により、車両が道路の側端に対し直角に駐車すべきこと（時間制限駐車区間にあつては、交通法第四十九</p>	<p>が駐車することができない道路の部分を指定し、かつ、車両が道路の側端に対し平行に駐車すべきこと）を指定すること。</p>
<p>車両が道路の側端に対し斜めに駐車すべきこと（時間制限駐車区間にあつては、車両が駐車することができ道路の部分として指定し</p>	<p>車両が道路の側端に対し直角に駐車すべきこと）を指定する道路の区間の前面及び道路の区間内の必要な地点における路端</p>	

可 内 軌 道 敷 通 行	0 2)	交通法第二十一条第二 項第三号の道路標識に より、自動車は軌道敷	(略)	種 類	指示標識 (略)	(略)	歩行者 通行止 め (3 3 1)	(略)	歩行者の通行を禁止す る道路の区間又は場所 の前面における路端又 は歩道の中央	条の三第三項の道路標 識により、車両が駐車 することができる道路 の部分を指定し、かつ 、車両が道路の側端に 対し斜めに駐車すべき こと()を指定すること	(3)
				番号							
				表示する意味							
		自動車は軌道敷内を通 行することができるこ ととする道路の区間の		設置場所							

可 内 軌 道 敷 通 行	0 2)	交通法第二十一条第二 項第三号の道路標識に より、自動車は軌道敷	(略)	種 類	指示標識 (略)	(略)	歩行者 通行止 め (3 3 1)	(略)	歩行者の通行を禁止す る道路の区間又は場所 の前面における右側の 路端又は歩道の中央	条の二第三項の道路標 識により、車両が駐車 することができる道路 の部分を指定し、かつ 、車両が道路の側端に 対し斜めに駐車すべき こと()を指定すること	(3)
				番号							
				表示する意味							
		自動車は軌道敷内を通 行することができるこ ととする道路の区間の		設置場所							

高 齡 運 転 者 等 標 章 自 動 車 停 車 可		高 齡 運 転 者 等 標 章 自 動 車 駐 車 可	
(4 0 3 の 2)	(4 0 3)	(4 0 2 の 2)	(4
交通法第四十五条の二 第一項の道路標識によ り、高齢運転者等標章 自動車 が停車すること ができることとするこ と。	交通法第四十六条又は 第四十八条の道路標識 により、車両が駐車す ることができることと すること。	交通法第四十五条の二 第一項の道路標識によ り、同項に規定する高 齢運転者等標章自動車 (以下「高齢運転者等 標章自動車」という。)が駐車することがで きることとするこ と。	内を通行することがで きることとするこ と。
高齢運転者等標章自動 車が停車することがで きることとする道路の 区間又は場所の前面及 び道路の区間又は場所 内の必要な地点におけ る路端	車両が駐車することが できることとする道路 の区間又は場所の前面 及び道路の区間又は場 所内の必要な地点にお ける路端	高齢運転者等標章自動 車が駐車することがで きることとする道路の 区間又は場所の前面及 び道路の区間又は場所 内の必要な地点におけ る路端	前面及び道路の区間内 の必要な地点における 左側の路端

	駐 車 可		
	(4 0 3)		(4
	交通法第四十六条又は 第四十八条の道路標識 により、車両が駐車す ることができることと すること。		内を通行することがで きることとするこ と。
	車両が駐車することが できることとする道路 の区間の前面及び道路 の区間内の必要な地点 における路端		前面及び道路の区間内 の必要な地点における 左側の路端

車両の (略)	(略)	種類	補助標識	規制予 告	(略)	停車可
		番号		(4 0 9 - A ・ B)		(4 0 4)
		表示する意味		標示板に表示される交通の規制が当該道路の前方の場所において行なわれていることをあらわすこと。		交通法第四十六条又は第四十八条の道路標識により、車両が停車することができることとする。
		本標識		標示板に表示される交通の規制が当該道路の前方の場所において行なわれていることをあらわす必要がある場所内の必要な地点		車両が停車することができることとする道路の区間又は場所の前面及び道路の区間又は場所内の必要な地点における路端

車両の (略)	(略)	種類	補助標識	規制予 告	(略)	停車可
		番号		(4 0 9 - A ・ B)		(4 0 4)
		表示する意味		標示板に表示される交通の規制が当該道路の前方の場所において行なわれていることをあらわすこと。		交通法第四十六条又は第四十八条の道路標識により、車両が停車することができることとする。
		本標識		標示板に表示される交通の規制が当該道路の前方の場所において行なわれていることをあらわす必要がある場所内の必要な地点における左側の路端		車両が停車することができることとする道路の区間の前面及び道路の区間内の必要な地点における路端

		種類
(略)	(5 0 3 - D)	(5 0 3 - C)
	<p>高齢運転者等標章自動車に限り本標識が表示する交通の規制の対象となることを示すこと。</p>	<p>普通乗用自動車以外の普通自動車及び中型乗用自動車以外の中型自動車（特定中型自動車を除く。）であつてその最大積載量が標示板に表示される重量以上のもので、特定中型乗用自動車以外の特定中型自動車、大型乗用自動車以外の大型自動車並びに大型特殊自動車が本標識が表示する交通の規制の対象となる車両であることを示すこと。</p>
	<p>規制標識のうち、「時間制限駐車区間」を示すもの 指示標識のうち、「高齢運転者等標章自動車駐車可」及び「高齢運転者等標章自動車停車可」を表示するもの</p>	<p>規制標識のうち、「特定の最大積載量以上の貨物自動車等通行止め」、「指定方向外進行禁止」及び「特定の種類の車両の通行区分」を表示するもの</p>

		種類
(略)		(5 0 3 - C)
		<p>普通乗用自動車以外の普通自動車及び中型乗用自動車以外の中型自動車（特定中型自動車を除く。）であつてその最大積載量が標示板に表示される重量以上のもので、特定中型乗用自動車以外の特定中型自動車、大型乗用自動車以外の大型自動車並びに大型特殊自動車が本標識が表示する交通の規制の対象となる車両であることを示すこと。</p>
		<p>規制標識のうち、「特定の最大積載量以上の貨物自動車等通行止め」、「指定方向外進行禁止」及び「特定の種類の車両の通行区分」を表示するもの</p>

別表第二（第三条関係）

案内標識 (略)

警戒標識 (略)

規制標識 (略)

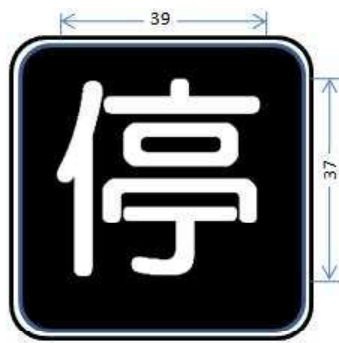
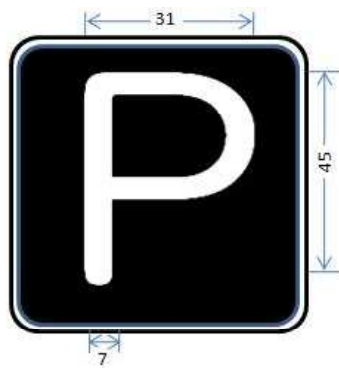
指示標識

高齢運転者等標章自
動車駐車可

(403) (402の2)

高齢運転者等標章自
動車停車可

(404) (403の2)



補助標識

車両の種類

(503-C)

車両の種類

(503-D)

別表第二（第三条関係）

案内標識 (略)

警戒標識 (略)

規制標識 (略)

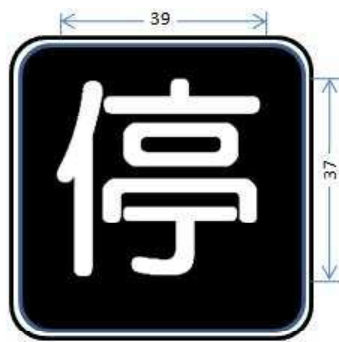
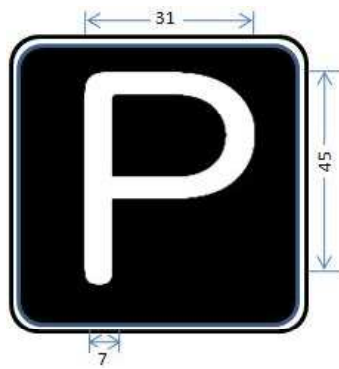
指示標識

駐車可

(403)

停車可

(404)



補助標識

車両の種類

(503-C)



備考

一 本標識板（本標識の標示板をいう。）

(一) 表示

1 } 27 (略)

28 「特定の最大積載量以上の貨物自動車等通行止め」を表示

する本標識には、車両の種類（503）C）

を、表示する補助標識を

（503）C）

、「駐車余地」を表示する本標識には、「駐車余地」を表示する補助標識を、「特定の種類の車両の最高速度」を表示する

本標識には、車両の種類（503）A）

を、表示する補助標識を、「

（503）A）

警笛区間」を表示する本標識には、始まり（505）B）

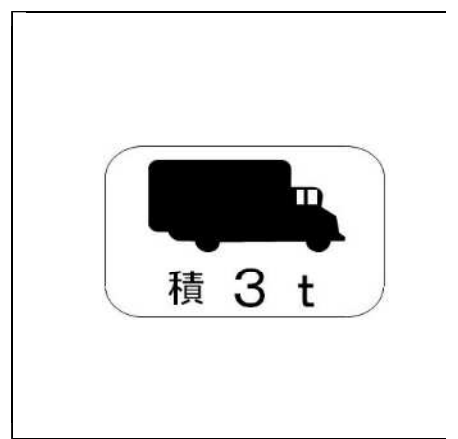
（505）B）

、

区間内」又は、終わり（507）B・C）

（507）B・C）

を、表示する補助標識を、「追



備考

一 本標識板（本標識の標示板をいう。）

(一) 表示

1 } 27 (略)

28 「特定の最大積載量以上の貨物自動車等通行止め」を表示

する本標識には、車両の種類（503）C）

を、表示する補助標識を

（503）C）

、「駐車余地」を表示する本標識には、「駐車余地」を表示する補助標識を、「特定の種類の車両の最高速度」を表示する

本標識には、車両の種類（503）A）

を、表示する補助標識を、「

（503）A）

警笛区間」を表示する本標識には、始まり（505）B）

（505）B）

、

区間内」又は、終わり（507）B・C）

（507）B・C）

を、表示する補助標識を、「

車両の種類	略称
<p>越し禁止」を表示する本標識には「追越し禁止」を表示する補助標識を、「前方優先道路」を表示する本標識には「前方優先道路」を表示する補助標識を、「高齢運転者等標章自動車駐車可」及び「高齢運転者等標章自動車停車可」を表示する本標識には「追越し禁止」を表示する補助標識を、それぞれ附置するものとする。</p> <p>(503 - D) を表示する補助標識を、</p> <p>それぞれ附置するものとする。</p> <p>(三〇二) 29 } 33 (略) 色彩 (略)</p> <p>1 } 3 (略)</p> <p>4 指示標識</p> <p>(1) 「並進可」、「軌道敷内通行可」、「高齢運転者等標章自動車駐車可」、「駐車可」、「高齢運転者等標章自動車停車可」、「優先道路」、「中央線」、「停止線」及び「安全地帯」を表示するものについては、文字、記号及び縁を白色、地を青色とする。</p> <p>(六)(四) (五) (2) (3) (略) (略)</p> <p>車両の種類 略称</p> <p>規制標識に車両の種類を記載するときは、次の表の上欄に掲げる車両について、それぞれ同表の下欄に掲げる略称を用いることができる。</p>	

車両の種類	略称
<p>追越し禁止」を表示する本標識には「追越し禁止」を表示する補助標識を、「前方優先道路」を表示する本標識には「前方優先道路」を表示する補助標識を、それぞれ附置するものとする。</p> <p>(三〇二) 29 } 33 (略) 色彩 (略)</p> <p>1 } 3 (略)</p> <p>4 指示標識</p> <p>(1) 「並進可」、「軌道敷内通行可」、「駐車可」、「優先道路」、「中央線」、「停止線」及び「安全地帯」を表示するものについては、文字、記号及び縁を白色、地を青色とする。</p> <p>(六)(四) (五) (2) (3) (略) (略)</p> <p>車両の種類 略称</p> <p>規制標識に車両の種類を記載するときは、次の表の上欄に掲げる車両について、それぞれ同表の下欄に掲げる略称を用いることができる。</p>	

(略)	
重被牽引車を牽引している牽引自動車	けん引
高齢運転者等標章自動車	標章車

二 補助標識板（補助標識の標示板をいう。）

(一) 表示

- 1 補助標識（車両の種類）（503）、「駐車時間制限」、「始まり」（505）、「区域内」、「終わり」（507）、「通学路」、「追越し禁止」、「前方優先道路」、「踏切注意」、「横風注意」、「動物注意」、「注意」、「始点」及び「終点」を表示するものを除く。（）に係る図示の文字及び記号
- 「（車両の種類）（503）にあつては、「3」に限る。（）は、例示とする。

(三) (二) 2~5 (略) (略) 色彩

1 地を白色、矢印を用いるときはこれを赤色又は黒色、文字又は矢印以外の記号を用いるときはこれを黒色とする。ただ

(略)	
重被牽引車を牽引している牽引自動車	けん引

二 補助標識板（補助標識の標示板をいう。）

(一) 表示

- 1 補助標識（「駐車時間制限」、「始まり」（505）、「区域内」、「終わり」（507）、「通学路」、「追越し禁止」、「前方優先道路」、「踏切注意」、「横風注意」、「動物注意」、「注意」、「始点」及び「終点」を表示するものを除く。（）に係る図示の文字及び記号（車両の種類）（503）にあつては、「3」に限る。（）は、例示とする。

(三) (二) 2~5 (略) (略) 色彩

1 地を白色、矢印を用いるときはこれを赤色又は黒色、文字又は矢印以外の記号を用いるときはこれを黒色とする。ただ

し、車両の種類 (503 - D) を表示する補助標識については地

を淡い黄色、文字を黒色とし、終わり (507 - C) を表示する

補助標識については斜めの帯及び枠を青色、縁及び地を白色とする。

2・3 (略)
 (四) (五) (略)
 三・四 (略)

別表第三 (第五条関係) (略)

別表第四 (第六条関係) (略)

別表第五 (第九条関係)

規制標示

種類	番号	表示する意味	設置場所
	(1 1 2)		
(略)		交通法第四十八条の道路標示により、車両が道路標示によつて区画された部分に入つて道路の側端 (分離帯の側	車両が道路標示によつて区画された部分に入つて道路の側端に対し平行に駐車すべきこと (時間制限駐車区間に

し、終わり (507 - C) を表示する補助標識については、斜め

の帯及び枠を青色、縁及び地を白色とする。

2・3 (略)
 (四) (五) (略)
 三・四 (略)

別表第三 (第五条関係) (略)

別表第四 (第六条関係) (略)

別表第五 (第九条関係)

規制標示

種類	番号	表示する意味	設置場所
	(1 1 2)		
(略)		交通法第四十八条の道路標示により、車両が道路標示によつて区画された部分に入つて道路の側端 (分離帯の側	車両が道路標示によつて区画された部分に入つて道路の側端に対し平行に駐車すべきこと (時間制限駐車区間に

<p>端を含む。以下斜め駐車 車の項までにおいて同 じ。）に対し平行に駐 車すべきこと（時間制 限駐車区間にあつては 、<u>交通法第四十九条の</u> <u>三第三項の道路標示に</u> より、車両が駐車する ことができる道路の部 分を指定し、かつ、車 両が道路標示によつて 区画された部分に入つ て道路の側端に対し平 行に駐車すべきこと） を指定すること。</p>	<p>直 角 駐 車</p>
<p>(1 1 3)</p>	<p>(1 1 3)</p>
<p>あつては、車両が駐車 することができる道路 の部分として指定し、 かつ、車両が道路標示 によつて区画された部 分に入つて道路の側端 に対し平行に駐車すべ きこと）を指定する場 所</p>	<p>交通法第四十八条の道 路標示により、車両が 道路標示によつて区画 された部分に入つて道 路の側端に対し直角に 駐車すべきこと（時間 制限駐車区間にあつて は、<u>交通法第四十九条</u> の<u>三第三項の道路標示</u> により、車両が駐車す ることができる道路の 部分を指定し、かつ、</p>
<p>車両が道路標示によつ て区画された部分に入 つて道路の側端に対し 直角に駐車すべきこと （時間制限駐車区間に あつては、車両が駐車 することができる道路 の部分として指定し、 かつ、車両が道路標示 によつて区画された部 分に入つて道路の側端 に対し直角に駐車すべ</p>	<p>車両が道路標示によつ て区画された部分に入 つて道路の側端に対し 直角に駐車すべきこと （時間制限駐車区間に あつては、車両が駐車 することができる道路 の部分として指定し、 かつ、車両が道路標示 によつて区画された部 分に入つて道路の側端 に対し直角に駐車すべ</p>

<p>端を含む。以下斜め駐 車の項までにおいて同 じ。）に対し平行に駐 車すべきこと（時間制 限駐車区間にあつては 、<u>交通法第四十九条の</u> <u>二第三項の道路標示に</u> より、車両が駐車する ことができる道路の部 分を指定し、かつ、車 両が道路標示によつて 区画された部分に入つ て道路の側端に対し平 行に駐車すべきこと） を指定すること。</p>	<p>直 角 駐 車</p>
<p>(1 1 3)</p>	<p>(1 1 3)</p>
<p>あつては、車両が駐車 することができる道路 の部分として指定し、 かつ、車両が道路標示 によつて区画された部 分に入つて道路の側端 に対し平行に駐車すべ きこと）を指定する場 所</p>	<p>交通法第四十八条の道 路標示により、車両が 道路標示によつて区画 された部分に入つて道 路の側端に対し直角に 駐車すべきこと（時間 制限駐車区間にあつて は、<u>交通法第四十九条</u> の<u>二第三項の道路標示</u> により、車両が駐車す ることができる道路の 部分を指定し、かつ、</p>
<p>車両が道路標示によつ て区画された部分に入 つて道路の側端に対し 直角に駐車すべきこと （時間制限駐車区間に あつては、車両が駐車 することができる道路 の部分として指定し、 かつ、車両が道路標示 によつて区画された部 分に入つて道路の側端 に対し直角に駐車すべ</p>	<p>車両が道路標示によつ て区画された部分に入 つて道路の側端に対し 直角に駐車すべきこと （時間制限駐車区間に あつては、車両が駐車 することができる道路 の部分として指定し、 かつ、車両が道路標示 によつて区画された部 分に入つて道路の側端 に対し直角に駐車すべ</p>

指示標示 (略)

(略)	斜め駐 車	
	(1 1 4)	
	<p>交通法第四十八條の道路標示により、車両が道路標示によつて区画された部分に入つて道路の側端に對し斜めに駐車すべきこと(を指定すること。</p>	<p>車両が道路標示によつて区画された部分に入つて道路の側端に對し直角に駐車すべきこと(を指定すること。</p>
	<p>車両が道路標示によつて区画された部分に入つて道路の側端に對し斜めに駐車すべきこと(時間制限駐車区間にあつては、交通法第四十九條の第三項の道路標示により、車両が駐車することができる道路の部分指定し、かつ、車両が道路標示によつて区画された部分に入つて道路の側端に對し斜めに駐車すべきこと(を指定する場</p>	<p>所 きこと)を指定する場</p>

指示標示 (略)

(略)	斜め駐 車	
	(1 1 4)	
	<p>交通法第四十八條の道路標示により、車両が道路標示によつて区画された部分に入つて道路の側端に對し斜めに駐車すべきこと(を指定すること。</p>	<p>車両が道路標示によつて区画された部分に入つて道路の側端に對し直角に駐車すべきこと(を指定すること。</p>
	<p>車両が道路標示によつて区画された部分に入つて道路の側端に對し斜めに駐車すべきこと(時間制限駐車区間にあつては、車両が駐車することができる道路の部分として指定し、かつ、車両が道路標示によつて区画された部分に入つて道路の側端に對し斜めに駐車すべきこと(を指定する場</p>	<p>所 きこと)を指定する場</p>

別表第六（第十条関係）（略）

別表第六（第十条関係）（略）